

# 福岡県農産物知的財産戦略

平成 15年 3月 11日

福岡県農政部

# 目 次

はじめに	1
農産物知的財産戦略研究会委員	2
1 戦略の基本的方向	3
2 戦略を具体化するための行動計画	4
（1） 県の知的財産権取得の促進	4
新品種、新技術の開発促進	4
研究者へのインセンティブの付与	4
迅速かつ的確な知的財産権の取得	4
県育成品種の許諾方針の決定	5
育成者権（種苗法）以外による保護・活用強化	5
海外での品種登録等の取得	5
（2） 農家等の知的財産権取得支援	6
新品種、新技術の収集・技術支援	6
品種、特許の出願支援	6
登録品種の専用利用権、特許の専用実施権の設定	6
優秀な品種開発者への知事表彰	6
（3） 新品種・新技術の流出防止対策	6
新品種、新技術の保護の重要性の啓発	6
「権利侵害の未然防止マニュアル」の作成	6

<b>( 4 ) 海外からの違法農産物の流入阻止対策</b>	<b>7</b>
違法輸入農産物の効果的な情報収集・調査の実施	7
違法輸入農産物の迅速な確認方法の確立	7
侵害対策措置のマニュアル作成	8
<b>( 5 ) 実施体制の整備</b>	<b>8</b>
農産物知的財産権センターの機能	8
関係機関の役割分担と農産物知的財産権センターの機能を示したフロ - 図	9
<b>( 6 ) 国への提案</b>	<b>1 0</b>
品種判別技術の開発・活用支援体制の整備	1 0
育成者権侵害品の水際阻止対策の強化	1 0
種苗法の改正	1 0
育成者権侵害に対する相談窓口の開設	1 1
違法輸入農産物に関する全国ネットワークの確立	1 1
輸入農産物の輸入申告書等への品種名明記を義務づける法整備	1 1
東南アジア各国の品種保護制度の整備促進	1 1

## 参 考 資 料

## はじめに

我が国の農業は、担い手の減少や高齢化の進行といった構造の変化に加えて、海外からの輸入農産物の増大など厳しい状況におかれている。特に近隣諸国からの輸入野菜は、明確に我が国をターゲットに生産されたものであり、国内農業に大きな影響を及ぼしている。

とりわけ、福岡県は人口500万人を抱える大消費地でありながら、いちご、なすなど全国に誇るブランド農産物を生産している日本有数の農業生産県であり、園芸農業の比重が大きな本県にとってはとりわけ脅威となっている。

このような中、我が国で開発された品種や技術が海外に流出し、無断で栽培された農産物が輸入されていると疑われる事例が発生している。

本県では、いちご「あまおう」、水稲「夢つくし」など多くのオリジナル品種を開発しており、これらの品種が海外に流出し、輸入される可能性は極めて高く、県内農家に大きな打撃を与える事態が懸念されている。

そこで、農産物知的財産権を保護・活用し、国内外の競争を優位に展開するため、知的財産権に精通している専門家からなる「農産物知的財産戦略研究会」の助言を受け、戦略を策定することとした。

知的財産権とは一般的に、法で守られた特許権、実用新案権、意匠権、商標権、育成者権、著作権など等の総称であるが、本稿では、種苗法による育成者権を中心にとりまとめた。

農産物知的財産戦略研究会委員

弁護士（大塚法律事務所代表）	大塚	芳典
九州大学法学研究院国際関係法学部門助教授	熊谷	健一（委員長）
（社）農林水産先端技術産業振興センター企画調査課長	下野	章司
（独）種苗管理センター久留米分室種苗検査官	田平	雅人
九州大学農学研究院遺伝子資源工学部門助教授	田代	康介
農林水産省種苗課法令専門官	中辻	雄一郎
福岡大同青果株式会社商事部次長	中村	敏則
弁理士（平木国際特許事務所常任顧問）	安田	徹夫

（五十音順、敬称略）

## 1 戦略の基本的方向

県農業総合試験場ではこれまで水稻「夢つくし」をはじめとして20件の品種登録、14件の特許を取得（いずれも出願中を含む）してきた。

また、農家自らが多くの優れた新品種を開発しており、県農業の振興に果たしてきた役割は決して小さくはない。

しかしながら、いずれにおいても、農業技術は広く公開すべきものという考えから、排他的権利の設定にはあまり積極的ではなく、権利としての知的財産権の意識が希薄であった。しかし、国内外における大競争時代にあっては、知的財産権の取得、活用は競争に勝ち抜くための有力な手段である。

そこで、県自らがバイオテクノロジーなど先端技術を活用した新品種、新技術の開発と知的財産権取得を促進するとともに、農家の知的財産権取得に向けた支援体制を構築し、知的財産の蓄積を進める必要がある。

同時に、海外で無断栽培された農産物が逆輸入され、国内農業に悪影響を及ぼす事例が散見されていることから、流出を防止するとともに、違法な輸入を水際で阻止することが極めて重要である。

以上のことから、以下の4つの柱からなる総合的戦略を策定する。

- (1) 県の知的財産権取得促進
- (2) 農家等の知的財産権取得支援
- (3) 新品種 新技術の流出防止
- (4) 違法輸入農産物の流入阻止

## 2 戦略の具体化のための行動計画

### (1) 県の知的財産権取得の促進

#### 新品種、新技術の開発促進

本県の主要品目であるいちご、なすなどの新品種開発に重点的に取り組む。研究開発の迅速化のため、重点課題に柔軟かつ機動的に対応できる研究体制を整備する。

産学官共同による研究の高度化を促進し、国等の提案型公募研究予算を積極的に確保する。

#### 研究者へのインセンティブの付与

種苗の販売額に応じて支払われる実施料など研究者個人への配分率が、国と比較して低率であるため、妥当な配分率を検討する。また、品種・特許の取得実績に応じて、研究予算の配分について考慮する。

#### 迅速かつ的確な知的財産権の取得

##### ア 新品種、特許出願指針の作成

品種登録、特許出願前の研究成果の取り扱いについて、現地試験による種苗の流出、学会発表等による成果の流出など、品種登録や特許出願の要件を損なうおそれのある行為について留意事項を定め、研究者へ周知徹底を図る。

##### イ 「農産物知的財産評価会」の設置

県農業への貢献度を基に出願の適否を審査する「農産物知的財産評価会」を設置する。

##### ウ 知的財産権の取得に関する経費の確保

知的財産権の取得及び維持費用について、必要十分な経費の確保に努める。

## 県育成品種の許諾方針の決定

県育成品種の品種登録出願時に、種苗の許諾先（県内に限定、県外まで許諾など）、許諾実施料など、品種別に許諾方針を決定する。許諾方針については、市場評価、他の有力品種の作付け動向などを勘案し、毎年見直すこととする。

## 育成者権（種苗法）以外による保護・活用強化

### ア 特許権の活用

開発品種を利用した加工品の製法や栽培技術などについて積極的に特許を取得する。

### イ 商標権の活用

有望な新品種については、品種登録とは別に販売戦略上有利な商品名で商標登録を行う。

- ・ 商標権は品種登録が20年で失効した後も、永久的に維持できるため、県産ブランド品としての権利の長期保護が可能となる。
- ・ ただし、米は、米袋上に品種名の表示が義務づけられているため、品種名と商標名の併記は販売上混乱が生じる。このため、現時点では商標権の活用はメリットが少ない。

## 海外での品種登録等の取得

アジア近隣諸国への本県農産物の輸出戦略品目については、無断栽培や販売などを阻止するために、当該国において品種登録出願を行う（UPOV条約に加盟し、本県育成品種に係る品目を保護対象にしている国が対象）。さらに、偽ブランドなどの違法な流通、販売を阻止するため、当該国で農産物の商標権を取得する。



## (2) 農家等の知的財産権取得支援

### 新品種、新技術の収集・技術支援

農家が保有する新品種、新技術を定期的に調査し、新品種については、品種登録出願に必要な品種特性調査の支援を行う。新技術については、必要に応じ、県農業総合試験場で共同開発を行う。

### 品種、特許の出願支援

既登録品種や特許等の検索、出願書類作成の指導などの出願支援を行う。

### 品種、特許の管理支援

有望な品種、特許について専用利用権、専用実施権を開発者の希望により県に設定し、許諾管理や権利侵害への対応などを開発者に代わって、県が代行する。

### 優秀な品種開発者への知事表彰

生産現場に貢献した品種を開発した農家に対して、知事の感謝状を授与し、開発意欲を高める。

## (3) 新品種・新技術の流出防止対策

### 新品種・新技術の保護の重要性の啓発

県内の農家、農業団体への県育成品種の保護の重要性について啓発パンフレットを作成し、配布する。

ホームページ、広報誌などを活用した啓発、各種研修会での啓発活動を積極的に実施する。

### 「権利侵害の未然防止マニュアル」の作成

育成者が設定した許諾範囲外に種苗を流出させないため、許諾先及び許諾先から種苗を購入した農家段階までの留意事項を示した「権利侵害の未然防止マニュアル」を作成する。

#### (4) 海外からの違法農産物の流入阻止対策

違法輸入農産物の効果的な情報収集・調査の実施

##### ア 品種の簡易な見分け方パンフレットの作成

品種（いちご）の形態的特徴と違法流通行為の罰則規定などを記載したパンフレットを流通業者、量販店等に配布し、違法輸入農産物の効果的な情報収集と違法流通防止に活用する。

##### イ 輸入農産物の流通調査

市場、卸売り業者、量販店など輸入農産物の流通に関わる業者等への定期的な調査や情報収集を実施する。

##### ウ 違法輸入情報提供者へのインセンティブの付与

農産物の違法な輸入阻止に寄与した情報の提供者に、報償措置等のインセンティブ付与を検討する。

##### エ 違法輸入農産物情報全国ネットワークの構築

本県の主要品目であるいちごについては、他の主産県を中心に違法輸入情報を相互に提供する情報ネットワークを構築する。

##### 違法輸入農産物の迅速な確認方法の確立

農産物が違法に輸入された県育成品種であることを迅速に判別するため、いちご、水稻のDNA鑑定による品種判別技術を県農業総合試験場で開発する。

##### 侵害対策措置のマニュアル作成

農産物が違法に輸入された県育成品種と確認されたあとの対策として、警告から民事訴訟提訴までの手順を示したマニュアルを作成する。

(5) 実施体制の整備

上記(1)から(4)を着実に遂行するため、行政、研究機関と一体となって知的財産権の情報提供、取得支援、保護強化の機能を担う農産物知的財産権センター(仮称)を県農業総合試験場内に設置する。

( 農産物知的財産権センターの機能 )

情報提供機能

ホームページの開設

- ・ 知的財産に関する相談
- ・ 知的財産情報の提供
- ・ 県や農家等の知的財産のデータベース化・公開

取得支援機能

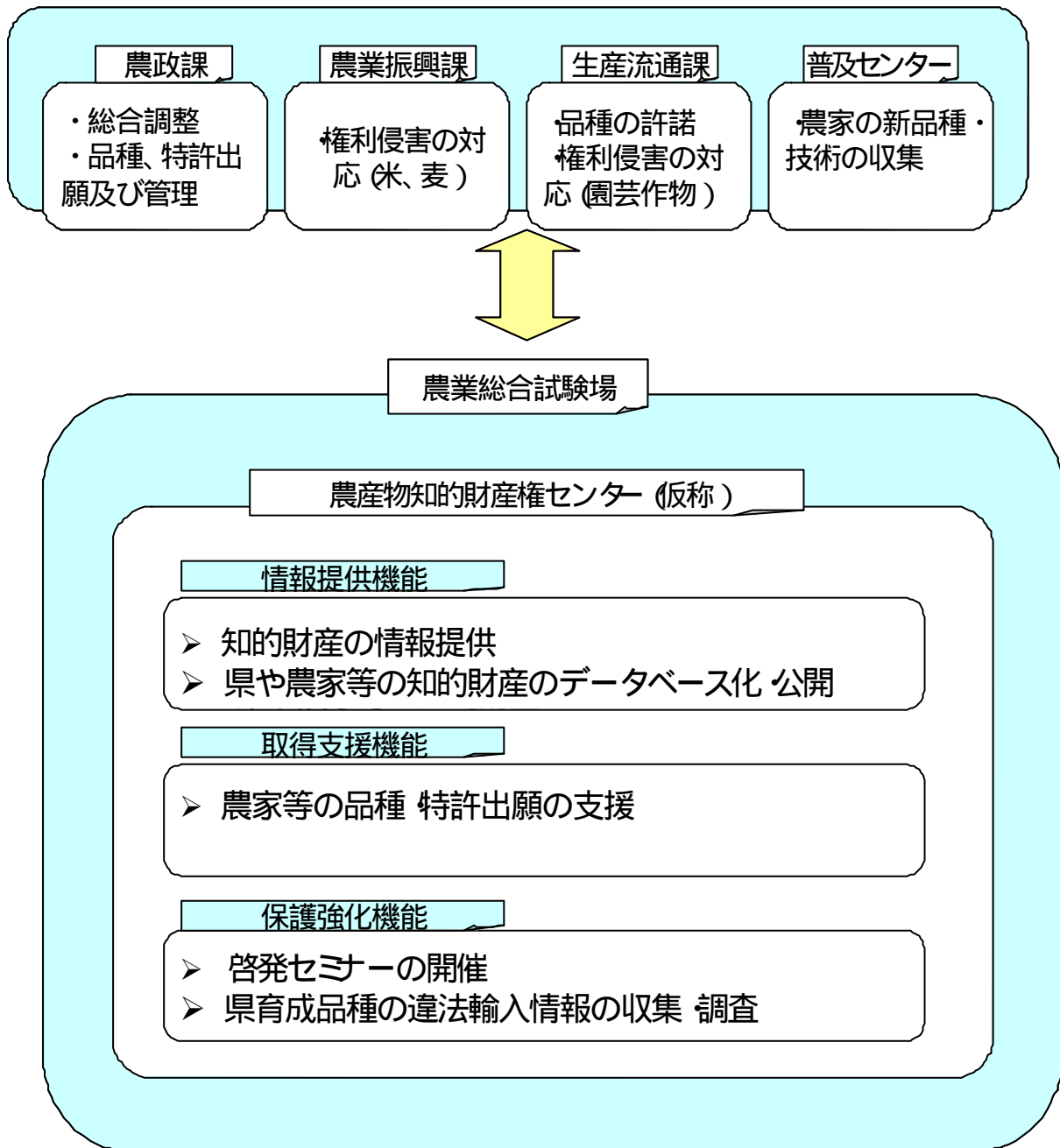
出願の適否を検討する農産物知的財産評価会の運営  
農家等に対する品種・特許出願の支援

保護強化機能

農家、農業団体、流通業者への知的財産意識の啓発活動

- ・ セミナー等の開催
- 違法輸入について定期的な情報収集・調査
- ・ 違法輸入情報ネットワークの運営

(関係機関の役割分担と農産物知的財産センターの機能を示したフロー図)



## (6) 国への提案

以下の項目について、農林水産省、財務省に提案を行った。

### 品種判別技術の開発・活用の支援体制の整備

違法輸入された農産物について権利侵害の判断を迅速に行うため、DNA鑑定技術の確立とDNA鑑定技術研究予算の拡充を要望。

また、DNA鑑定が侵害証拠資料として活用できるよう、DNA鑑定のガイドラインの作成とDNA鑑定分析機関の整備を提案。

### 育成者権侵害品の水際阻止対策の強化

#### ア 関税定率法の改正

税関で育成者権侵害品の輸入差し止めが可能となるよう、関税定率法（第21条）の早期改正を提案。

#### イ 育成者権侵害品の検査体制の整備

DNA鑑定による同定のみで育成者権侵害品の輸入差し止めを可能とする制度の確立を提案。また、税関において、輸入農産物の定期的なDNA鑑定を実施し、即輸入差し止めが可能となる実効ある検査体制の整備を提案。

### 種苗法の改正

#### ア 育成者権侵害品の罰則強化

種苗法では、許諾を得ずに種苗を生産、流通させると罰則が適用されるが、収穫物の流通には損害賠償請求などの民事請求しかできない。輸入業者などによる違法農産物の流通防止のため、種苗と同様に収穫物にも罰則が適用できるよう、種苗法（第56条）の改正を提案。

#### イ 品種登録出願後の名称変更

米では、有望品種を開発した場合、現地での栽培試験や食味試験に2～3年を要する。この間に種苗が流出し、登録出願要件を欠くおそれがあるため、早期に名称を決めて品種登録を行う必要がある。一方、商品としての名称は売れ行きを左右する販売戦略上の重要な要素であって、公募により商品の知名度を高める場合もあり、名称の決定までに十分な検討時間が必要である。

米袋には品種名表示が義務づけられており、また、米の検査や入札も品種名で行われること等から、品種名と異なる商品名をつけることは販売上混乱

を生じることになる。しかし、現在、品種登録出願後の名称変更が禁止されているため、開発品種の早期権利確保と販売戦略上の名称決定との両立が困難な状況にある。

このため、出願時の名称をその後変更ができるよう、種苗法（第16条）の改正を提案。（両名称を併記すること等により、混乱は生じないと考えられるので、例えば1回に限り変更を可能とする。）

#### 育成者権侵害に対する相談窓口の開設

特許については、平成15年度に権利の侵害に対する情報収集や相談業務を展開する「知的財産権センター（仮称）」を設置する方向で検討されているが、育成者権が含まれていない。このため、育成者権侵害に対する情報収集・提供や侵害対策を支援する相談窓口の設置を提案。

#### 違法輸入農産物に関する全国ネットワークの確立

違法輸入農産物に関して全国の情報収集し、権利侵害に対する対応を支援するシステムが確立していない。このため、全国の情報を積極的に収集し、各県にその情報を伝達するネットワークシステムの確立を提案。

#### 輸入農産物の輸入申告書等への品種名明記を義務づける法整備

輸入業者が、農産物の形状等から無断栽培品種であるかどうかを判断するのは極めて困難である。このため、違法農産物か否かの判断が容易にできるよう、農産物の輸入申告書などに品種名を明記することを義務づける法整備を提案。

#### 東南アジア各国の品種保護制度の整備促進

近隣の東南アジア各国では種苗法が完備されていないため、当該国での種苗登録による品種保護が実施できない状況である。このため、外交を通じ、各国で種苗法制定や保護品種の拡充を図るよう、提案。